

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

令和元年 8 月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 7 号

令 和 元 年 8 月 26 日

尼 崎 市 長

稲 村 和 美 様

尼 崎 市 監 査 委 員 今 西 昭 文

同 藤 川 千 代

同 開 康 生

同 丸 岡 鉄 也

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の着眼点と主な実施内容	2
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
(1)	健全化判断比率	2
(2)	資金不足比率	2
2	健全化判断比率等の状況	3
(1)	実質赤字比率について	3
(2)	連結実質赤字比率について	4
(3)	実質公債費比率について	5
(4)	将来負担比率について	6
(5)	資金不足比率について	7
(6)	平成28年度から29年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較	8
(7)	地方公会計を活用した指標分析及び類似都市比較	11
3	総括	13
(1)	今回の算定結果について	13
(2)	平成30年度の状況	13
(3)	まとめ	14
<参考資料>		
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	16
(1)	健全化判断比率の算定式	16
(2)	資金不足比率の算定式	21
2	類似都市の財政指標等	24
(1)	財政指標等（平成29年度決算数値）	24
(2)	将来負担額等（平成29年度決算数値）	27
(3)	健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）	28
3	中核市の健全化判断比率の一覧（平成29年度決算数値）	29
4	用語説明	30

凡 例

- 1 各表中・グラフ中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 2 文中で用いる数値のうち、万円単位で表示のものは、表示単位未満を切り捨て、それ以外のものは、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 3 各表中・グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。
「△」＝ 減又はマイナス
- 4 各表中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
-	該当数値のないもの（該当数値が0のものを含む）
0.0	比率で表示単位未満の数値があるもの
0	①増減・比率計算の結果、数値が0のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 5 各グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。
「0」「0.0」＝ 表示単位未満の数値があるもの及び該当数値が0のもの
- 6 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 7 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 8 類似都市とは、平成28年4月1日現在で中核市である47市のうち、人口規模（人口35万人以上55万人未満）及び産業構造（第二次産業及び第三次産業従事者人口99%以上）が類似する県庁所在地を除く都市から抽出した7市（横須賀市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市）である。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成30年度決算」という。）に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、各比率の対象となる会計は次表のとおりである。

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区分・会計名等		健全化判断比率等		
一 般 会 計 等	一	般	会	
	特	育英事業費会計	公共用地先行取得事業費会計	
	別	公害病認定患者救済事業費会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	
	会	青少年健全育成事業費会計	国民健康保険事業費会計	
	公	介護保険事業費会計	後期高齢者医療事業費会計	
	営	農業共済事業費会計	水道事業会計	
	事	工業用水道事業会計	下水道事業会計	
	業	モーターボート競走事業会計	地方卸売市場事業費会計(市場事業)	
	会	丹波少年自然の家事務組合	阪神水道企業団	
	計	兵庫県競馬組合	兵庫県後期高齢者医療広域連合	
	地方公社 第三セクター等	尼崎市土地開発公社(債務保証)	(社福)阪神福祉事業団(損失補償)	
		兵庫信用保証協会(損失補償)		

2 審査の期間

令和元年7月12日から8月7日まで

3 審査の着眼点と主な実施内容

審査に付された平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。また、一般会計等及び公営企業会計の財政運営等は健全に行われているかの確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％・ポイント)

	平成29年度	平成30年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	13.5	12.9	△0.6	25.0	35.0
将来負担比率	102.6	88.2	△14.4	350.0	

備考： 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

(2) 資金不足比率

(単位：％・ポイント)

	会計名	平成29年度	平成30年度	増減	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計	—	—	—	20.0
用 法 企 業 適	地方卸売市場事業費会計	—	—	—	20.0

備考： 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

ア 本市の状況

本市の平成30年度実質収支額は、3億5,455万円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は、「－」で表示される。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、平成30年度は△0.35%であり、前年度に比べ0.17ポイント下降（改善）している。

実質収支額

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成29年度	平成30年度	増 減	増減率
歳入総額 ①	198,149,679	198,038,650	△ 111,029	△ 0.1
歳出総額 ②	197,732,423	197,250,552	△ 481,871	△ 0.2
歳入歳出差引額 ③=①-②	417,256	788,098	370,842	88.9
翌年度に繰り越すべき財源 ④	233,699	433,541	199,842	85.5
一般会計等実質収支額 ③-④=A	183,557	354,557	171,000	93.2
標準財政規模 B	98,573,387	99,997,802	1,424,415	1.4
実質赤字比率 (算定上の比率 $A/B \times 100$)	— (△ 0.18)	— (△ 0.35)	— △ 0.17	

備考1 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

2 () 内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

健全化判断比率の各比率の算定にあたり、その分母の基となる標準財政規模については、999億9,780万円で、前年度に比べ14億2,441万円増加している。これは、標準税収入額等が3億2,216万円、普通交付税が7億7,280万円、臨時財政対策債発行可能額が3億2,944万円増となったことによるものである。

標準財政規模

(単位：千円・%)

項 目	平成29年度	平成30年度	増 減	増減率
標準税収入額等	79,803,512	80,125,677	322,165	0.4
普通交付税	10,924,552	11,697,359	772,807	7.1
臨時財政対策債発行可能額	7,845,323	8,174,766	329,443	4.2
合 計	98,573,387	99,997,802	1,424,415	1.4

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成29年度決算数値<参考資料2(1)(P.25)>で比較すると、実質赤字比率(△0.18%)は、8市中で最も高い(悪い)。(平均値(尼崎市を除く。以下同じ):△2.64%)

(2) 連結実質赤字比率について

ア 本市の状況

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字となっており、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、平成30年度は△43.16%であり、前年度に比べ8.16ポイント低下（改善）している。

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額に一般会計等及び公営企業会計に含まれない国民健康保険事業費会計等の4特別会計※の実質収支額を加え、更に、法適用及び法非適用公営企業会計の資金剰余（不足）額を加えた計算結果である。

平成30年度の連結実質収支額は、前年度に比べ86億6,023万円（25.1%）増加（改善）している。これは、法適用公営企業会計で84億7,029万円増となったことなどによるものである。 ※ 平成29年度は駐車場事業費会計を含む5特別会計。

連結実質収支額

（単位：千円・％・ポイント）

項 目	平成29年度	平成30年度	増 減	増減率
一 般 会 計 等	183,557	354,557	171,000	93.2
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	5,798,802	5,801,848	3,046	0.1
実 質 収 支 額 A	5,982,359	6,156,405	174,046	2.9
法適用公営企業会計	28,413,140	36,883,435	8,470,295	29.8
法非適用公営企業会計	108,824	124,719	15,895	14.6
資 金 剰 余 額 B	28,521,964	37,008,154	8,486,190	29.8
合 計 A+B	34,504,323	43,164,559	8,660,236	25.1
標 準 財 政 規 模 C	98,573,387	99,997,802	1,424,415	1.4
連結実質赤字比率 (算定上の比率 (A+B) / C × 100)	— (△35.00)	— (△43.16)	— △ 8.16	

備考：（ ）内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成29年度決算数値＜参考資料2(1) (P.25)＞と比較すると、連結実質赤字比率（△35.00%）は、8市中最も低い（良い）。（平均値：△19.40%）

(3) 実質公債費比率について

ア 本市の状況

平成28年度から30年度までの3か年平均の実質公債費比率は、前年度から0.6ポイント低下（改善）し、12.9%となった。

これは平成30年度単年度の実質公債費比率が、27年度単年度の比率を下回ったことによるものである。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)		【参考】実質公債費比率 (単年度)	
	平成30年度	平成30年度	11.3%
平成29年度	12.9%	平成29年度	13.4%
13.5%		平成28年度	14.0%
		平成27年度	13.1%

備考： 実質公債費比率は、単年度の実質公債費比率の直近3か年の平均値で算定する。

平成30年度単年度の比率をみると、前年度から2.1ポイント低下（改善）し、11.3%となった。

これは主として、借換債及び繰上償還等を控除した後の一般会計等に係る市債の元利償還額が減となったことなどによるものである。

単年度実質公債費比率

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成29年度	平成30年度	増 減	増減率
地方債の元利償還金 A	25,799,310	23,818,169	△ 1,981,141	△ 7.7
準元利償還金 B	3,887,561	3,787,183	△ 100,378	△ 2.6
特定財源 C	6,353,973	5,814,283	△ 539,690	△ 8.5
算入公債費等 D	11,654,230	11,744,148	89,918	0.8
標準財政規模 E	98,573,387	99,997,802	1,424,415	1.4
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$	13.4	11.3	△ 2.1	

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成29年度決算数値＜参考資料2(1)(P.26)＞で比較すると、実質公債費比率(13.5%)は、8市中で最も高い(悪い)。(平均値：3.3%)

(4) 将来負担比率について

ア 本市の状況

平成30年度の将来負担比率は、前年度から14.4ポイント低下（改善）し、88.2%となった。

これは主として、算定の分子である将来負担額が70億6,612万円減となったことや、充当可能財源等が42億7,343万円増となったことによるものである。

将来負担比率 (単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成29年度	平成30年度	増 減	増減率
将 来 負 担 額 A	298,781,356	291,715,233	△ 7,066,123	△ 2.4
地 方 債 の 現 在 高	251,572,564	245,497,463	△ 6,075,101	△ 2.4
債務負担行為に基づく支出予定額	2,519,503	2,334,119	△ 185,384	△ 7.4
公営企業債等繰入見込額	24,806,479	24,876,506	70,027	0.3
組 合 負 担 等 見 込 額	95,960	70,306	△ 25,654	△ 26.7
退職手当負担見込額	19,738,066	18,904,316	△ 833,750	△ 4.2
設立法人の負債額等負担見込額	48,784	32,523	△ 16,261	△ 33.3
充 当 可 能 財 源 等 B	209,523,141	213,796,578	4,273,437	2.0
充 当 可 能 基 金	23,726,240	26,309,860	2,583,620	10.9
充 当 可 能 特 定 歳 入	42,823,124	44,655,197	1,832,073	4.3
基準財政需要額算入見込額	142,973,777	142,831,521	△ 142,256	△ 0.1
標 準 財 政 規 模 C	98,573,387	99,997,802	1,424,415	1.4
算入公債費等 D	11,654,230	11,744,148	89,918	0.8
将来負担比率 (A-B) / (C-D) × 100	102.6	88.2	△ 14.4	

イ 類似都市との比較

(7) 将来負担比率

本市の状況を類似都市の平成29年度決算数値＜参考資料2(1)(P.26)＞で比較すると、将来負担比率（102.6%）は、8市中でも突出して高い（悪い）状況にあり、平均値の約9.1倍となっている。（平均値：11.3%）

(イ) 市債残高

本市の状況を類似都市の平成29年度決算数値を標準財政規模で規模補正した市債残高＜参考資料2(1)(P.27)＞で比較すると、市債残高（2,516億円）は、8市中でも最も額が多く、平均値の約1.7倍となっている。（平均値：1,443億円）

なお、類似都市と比較を行う場合は、財政規模に違いがあるため、類似都市の財政規模を本市の財政規模に倍率補正する係数を求め、各数値にこの補正係数を乗じた数値により比較している。（以下「規模補正」という場合は同様の補正を行っている。）

(5) 資金不足比率について

ア 本市の状況

本市の法適用及び法非適用公営企業各会計の平成30年度の資金剰余（不足）額は、次表のとおりであり、全ての会計で資金不足が生じていないことから「－」表示となる。

各会計の資金剰余（不足）額

(単位：千円・%)

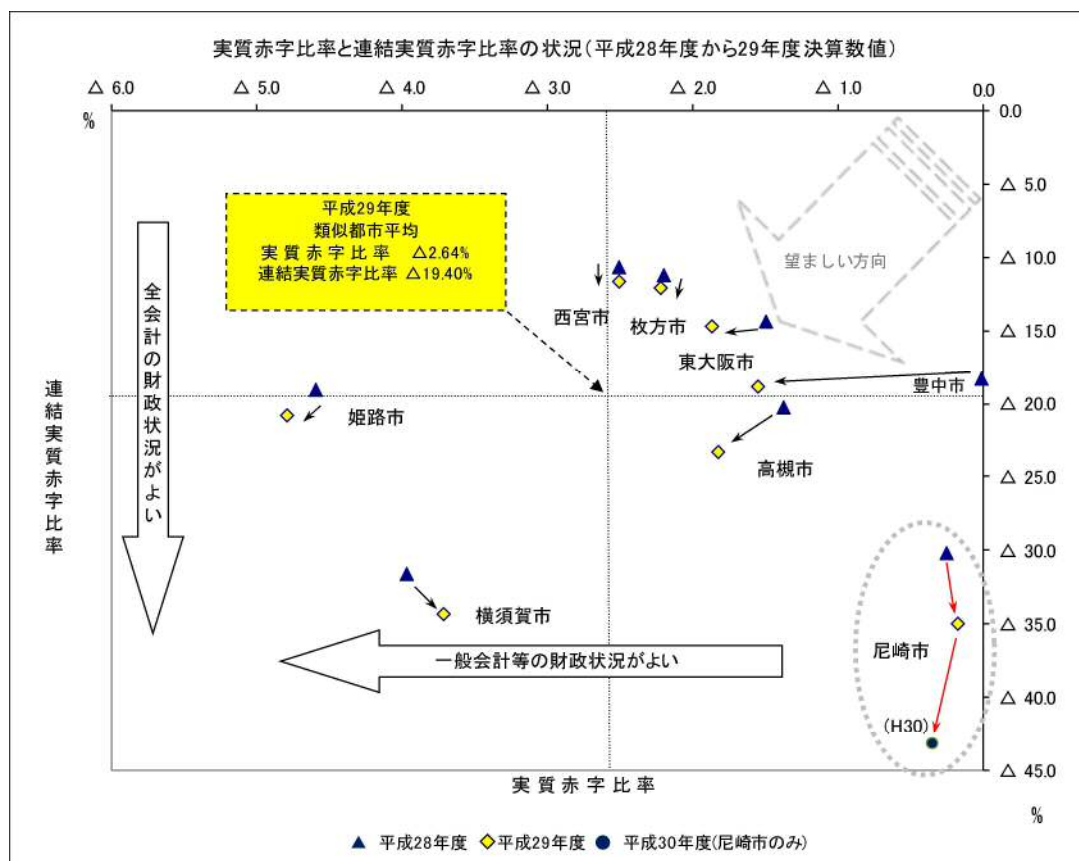
会 計 名	平成29年度			平成30年度		
	資金剰余 (不足)額	事業規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業規模	資金不 足比率
水 道 事 業 会 計	8,092,099	8,993,881	－	9,123,489	8,920,033	－
工 業 用 水 道 事 業 会 計	8,392,523	1,539,776	－	8,869,304	1,427,250	－
下 水 道 事 業 会 計	9,325,237	9,700,169	－	10,389,248	9,875,843	－
モーターボート競走事業会計	2,603,281	33,476,942	－	8,501,394	42,984,021	－
地方卸売市場事業費会計	108,824	273,783	－	124,719	255,358	－

備考： 資金不足比率＝資金不足額÷事業規模×100

(6) 平成28年度から29年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較

ア 実質赤字比率と連結実質赤字比率

財政運営の成績をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことから、マイナス(△)で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。したがって、グラフマークの軌跡が左下に向かっていくほど、実質赤字比率、連結実質赤字比率それぞれを算出する際の黒字の割合が大きく(良く)なっていることを示している。

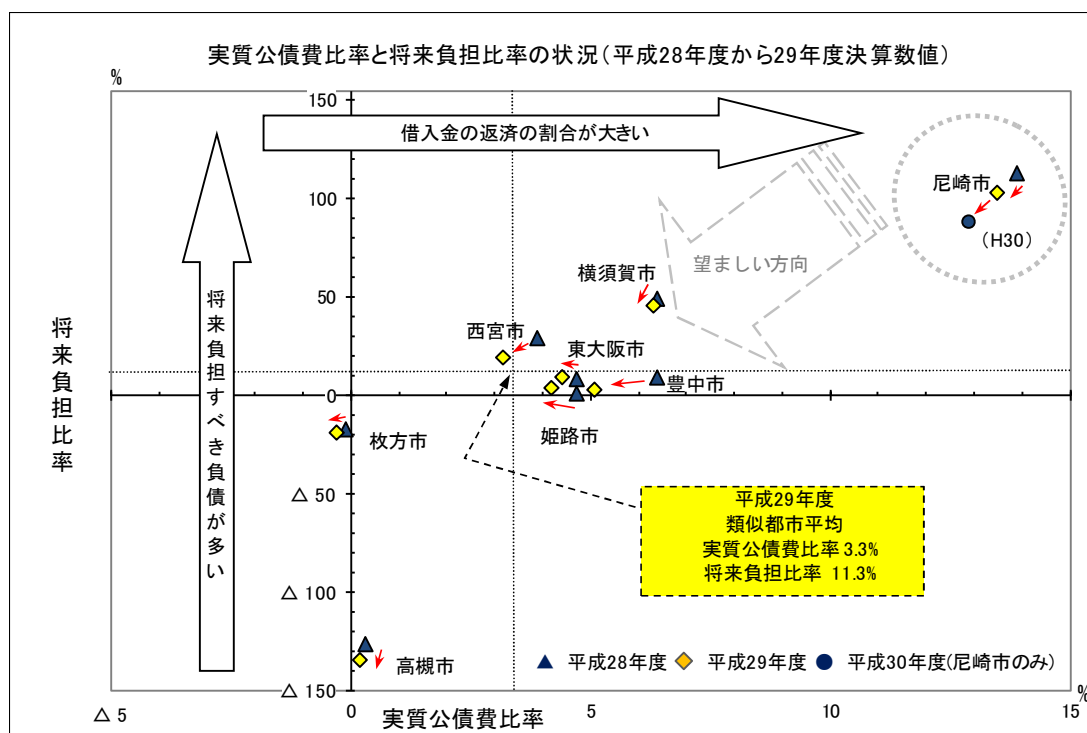
類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、一般会計等のみの実質赤字比率と地方公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが、類似都市平均値より高くなっており、財政状況に問題がある可能性も考えられる。

本市の状況は、右側グラフ軸に沿って下方方向に動いており、370億円の公営企業会計の資金剰余額があることから、連結ベースでは類似都市平均を上回っているが、基幹となる一般会計等の実質収支額<参考資料2(3)(P.28)>は、類似都市の10分の1程度となっている。

イ 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、償還が始まればその減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



借入金の毎年の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

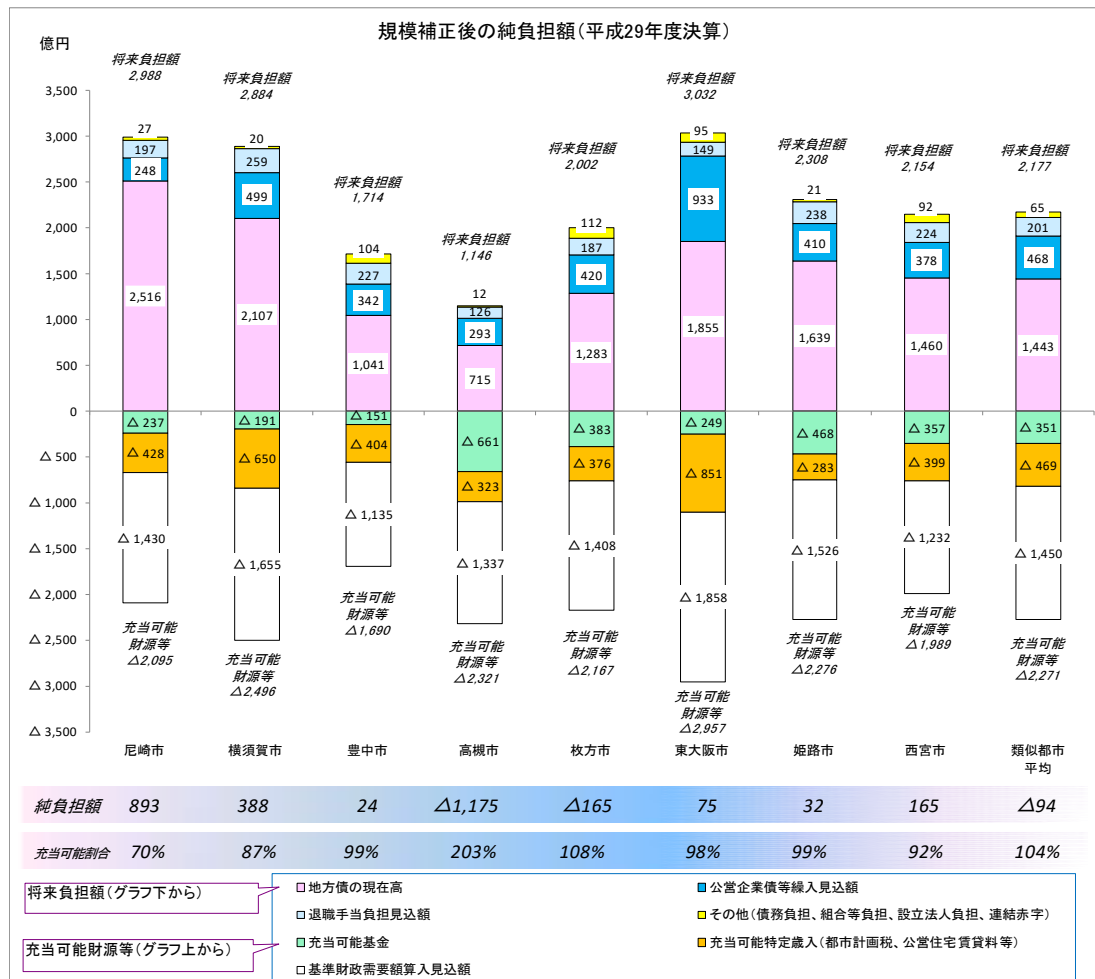
類似都市の平成29年度の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きい。

本市は、右上のゾーンに位置しており、返済額が大きい上に、将来負担すべき負債も類似都市に比べ、突出して大きいことがわかる。しかしながら、地方債の現在高は逡減しており、また、地方債以外の将来負担額も減少しているため、高い（悪い）水準ではあるものの、将来負担比率は徐々に低下（改善）している。

また、実質公債費比率についても、市債償還のピークを越えたことから平成29・30年度は低下（改善）しており、併せて望ましい方向へ向かっている。

ウ 将来負担比率における純負担額の状況

将来負担額から充当可能財源を差し引いた純負担額を、本市の標準財政規模で規模補正して類似都市と比較すると次のとおりとなる。



グラフの上半分が将来負担額を、下半分が充当可能財源等を示しており、本市の将来負担額は8市中2番目に多いが、対応する充当可能財源の多さは8市中6番目となっている。その結果、純負担額は、8市中2市がマイナスの値となり、類似都市平均もマイナスの値(△94億円)となっているのに対し、本市は893億円と最も高い値となっており、突出した状況にある。

また、将来負担額に対する充当可能財源等の割合は、本市が70%、類似都市平均は104%となっており、その主たる要因は、充当可能財源である基準財政需要額算入見込額が少ないことにある。これらのことから、将来負担の軽減のためには、市債残高の圧縮を図りつつ、併せて交付税措置の手厚い有利な市債を活用することが必要である。

(7) 地方公会計を活用した指標分析及び類似都市比較

地方公会計については、これまで、財政状況等に関する情報開示と説明責任の観点から、財務書類を作成し公表することに主眼が置かれてきたが、「統一的な基準」での整備が進んだことより、次の段階として、財務書類のデータから得られる指標等を用いた分析を行い、財政運営に反映させていくことが求められている。

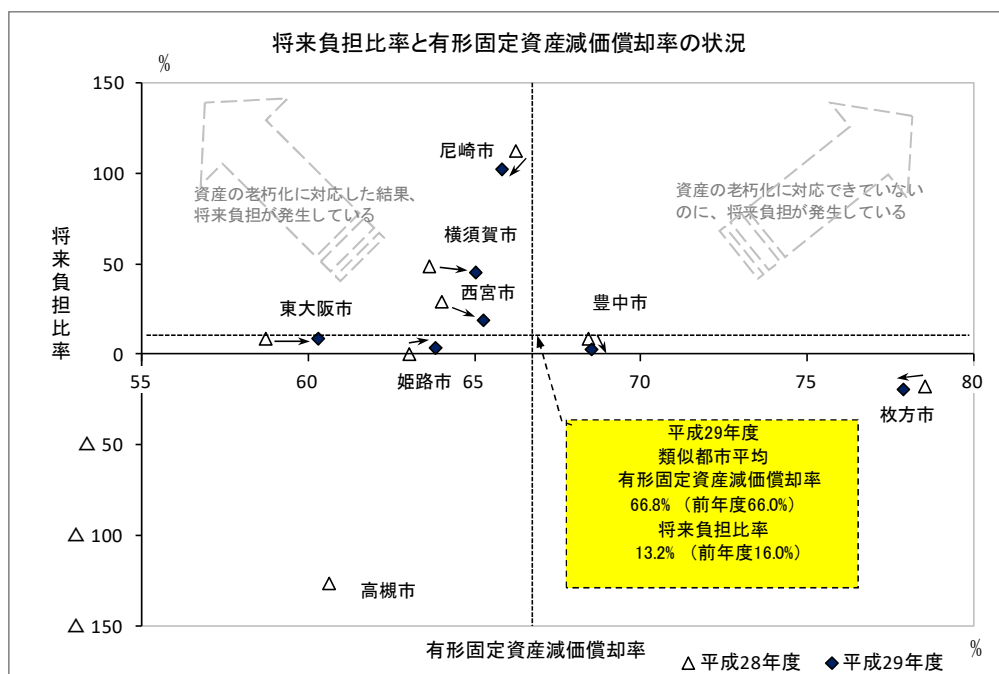
ア 将来負担比率と有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、地方公会計制度に基づく財務書類に掲載される有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合となっており、耐用年数に対し、取得からどの程度経過しているのかを知ることができる。

また、将来負担比率は著しく低くても、適切な施設整備を実施せず市債の発行を抑制し続けてきた結果によるものあれば、今後一気に投資需要が高まる可能性を秘めており、将来にわたって安定した財政状況が保証されているとはいえない。

そこで、両比率を併せてその推移を見ることで、例えば将来負担比率が上昇（悪化）していても、有形固定資産減価償却率が低下（改善）していれば老朽化対策の先送りをせず対応した結果であるなど、将来負担について総合的に捉えることができるようになる。

将来負担比率と有形固定資産減価償却率について、本市と類似都市の28・29年度数値をグラフに表すと次のとおりとなる。



※ 令和元年7月12日時点でデータ未公表のため、平成29年度は高槻市を除く

※ 有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷(有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額)×100
各市公表の財務書類より試算

本市の将来負担比率は類似都市に比べ突出して高い一方で、有形固定資産減価償却率は同平均並みとなっている。また、経年変化では左下へ動いているが、これは市債発行を償還額内に抑えたことや充当可能財源の増により将来負担比率が低下（改善）する一方で、施設の整備・更新による償却資産額の増加の影響で有形固定資産減価償却率も低下（改善）した結果によるものである。

今後とも、将来負担比率の上昇を防ぎつつ、施設更新を進めていく必要があることから、施設更新必要額を「見える化」することにより、更新時期の平準化や長寿命化による更新費用を抑制することに加え、市債の発行抑制や交付税措置の手厚い市債の活用など資金調達面での工夫を行いながら、最適な選択を行う必要がある。

3 総括

(1) 今回の算定結果について

平成30年度の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。しかし、「健全化判断比率等の状況」で記述したとおり、本市財政の実態は改善しつつあるものの、類似都市平均に比べると未だ大きく劣後しており、今後も市政運営上の大きな課題である。

(2) 平成30年度の状況

一般会計等の実質収支額は、3億55百万円で、**実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。当初予算で22億円を予定していた財源対策は、市税や地方交付税の増等により収支が改善したことで、決算においては全額不要となった。

次に、公営企業会計は、水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業の法適用企業4会計の決算において、当年度純利益を約50億円計上し、資金剰余额合計は368億83百万円と良好な状況にある。

その結果、連結実質収支額は、上記法適用企業4会計の貢献により、前年度より86億60百万円増の431億65百万円となり、**連結実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。

また、法適用企業以外の会計では主に、介護保険事業費会計の実質収支額が前年度に比べ増となっている。（なお、駐車場事業費会計は、平成29年度末をもって廃止となったため、今年度から算定には含まれていない。）

実質公債費比率（3か年平均）は、当該比率の算定が始まって以来9年連続で上昇し続けていたが、公共用地先行取得事業に係る償還の減等により、29年度に初めて低下に転じた。当年度は、退職手当債の早期償還を23億20百万円行ったが、実質公債費比率には算入されないことから、13.5%から12.9%へとさらに低下（改善）した。

将来負担比率については、充当可能財源等を差し引いた実質的な将来負担額が減少したことにより、88.2%と、前年度から14.4ポイント低下（改善）した。しかしながら、類似都市と比較（平成29年度）すると最下位の位置にあり、類似都市平均の9倍を超える水準となっている。

(3) まとめ

本市の健全化判断比率は、長年の堅調な景気に支えられ、また、様々な施策効果もあり、他自治体同様改善してきている。

その中で特に重要と思われる、将来世代の負担割合を示す将来負担比率は、算定開始の平成 19 年度決算 (217.2%) 以来 11 年連続で低下 (改善) した結果ようやく 100% を切る水準となり、また、実質公債費比率も 2 年連続で低下 (改善) するなど、財政健全化に向け着実に前進している点は評価できる。

しかしながら、そのいずれの比率も、類似都市 (平均) と比べ未だ格差が大きい状況であり、今後とも効果的な市債残高の削減に向け、規律ある財政運営が求められるところである。

具体的には、起債の主因である投資的経費の適切なコントロールは当然のこととして、問題の本質は、充当可能財源を除いた純負担額 (市債残高等) の多さという市債の質にあることから、交付税措置のない質の悪い市債の早期償還及び発行抑制にさらに努める必要がある。

このような市債の質の向上を図る努力が、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」で掲げる「持続可能で弾力性のある行財政基盤の確立」に向けて、今まさに求められている。

当年度は、実質赤字債である退職手当債の一部早期償還を行うなど、硬直した市財政を象徴する負債の積極的な圧縮に取り組むことができた。

今後とも、身の丈に合った投資事業のコントロールと併せて市債の質の向上を図ることが肝要であり、そのことを通じて、現在の良好な金融・経済状況が続く間に、極力、類似都市との格差縮小を図られるよう要請する。

<参 考 资 料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位：千円・%・ポイント)

会計名	平成28年度	平成29年度 ①	平成30年度 ②	対前年度増減 ②-①
一般会計	3,078,986	2,781,050	2,563,043	△ 218,007
育英事業費会計	—	—	—	—
公共用地先行取得事業費会計	△ 2,823,964	△ 2,598,324	△ 2,208,859	389,465
公害病認定患者救済事業費会計	265	240	106	△ 134
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	3,726	591	267	△ 324
青少年健全育成事業費会計	—	—	—	—
一般会計等実質収支額	259,013	183,557	354,557	171,000
標準財政規模	98,897,552	98,573,387	99,997,802	1,424,415
実質赤字比率	— (△ 0.26)	— (△ 0.18)	— (△ 0.35)	— △ 0.17

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円・%・ポイント)

会計名		平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①	
一般会計等		259,013	183,557	354,557	171,000	
一般会計等 以外の特別 会計のうち公 営企業に係 る特別会計 以外の会計	国民健康保険事業費会計	3,000,756	5,005,774	4,613,420	△ 392,354	
	介護保険事業費会計	1,385,593	602,663	998,082	395,419	
	後期高齢者医療事業費会計	72,811	172,974	183,735	10,761	
	農業共済事業費会計	6,960	6,793	6,611	△ 182	
	駐車場事業費会計	—	10,598		皆減	
実質収支額 A		4,725,133	5,982,359	6,156,405	174,046	
公営 企業 会計	法適用 企業	水道事業会計	7,495,908	8,092,099	9,123,489	1,031,390
		工業用水道事業会計	7,682,535	8,392,523	8,869,304	476,781
		下水道事業会計	8,161,244	9,325,237	10,389,248	1,064,011
		モーターボート競走事業会計	1,655,551	2,603,281	8,501,394	5,898,113
	法非適 用企業	地方卸売市場事業費会計	125,189	108,824	124,719	15,895
資金剰余額 B		25,120,427	28,521,964	37,008,154	8,486,190	
合計 A+B		29,845,560	34,504,323	43,164,559	8,660,236	
標準財政規模 C		98,897,552	98,573,387	99,997,802	1,424,415	
連結実質赤字比率 (A+B) / C × 100		— (△ 30.17)	— (△ 35.00)	— (△ 43.16)	— △ 8.16	

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円・%)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地方債の元利償還金 A	25,472,109	26,349,192	25,799,310	23,818,169
準元利償還金 B	4,318,291	4,125,751	3,887,561	3,787,183
満期一括償還地方債の年度割相当額	46,667	33,333	16,667	13,333
公営企業債の償還に対する繰出金	3,732,991	3,613,228	3,490,746	3,452,676
一部事務組合等の償還に対する負担金等	86,865	34,982	25,381	26,823
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	451,768	444,208	354,767	294,351
一時借入金の利子	—	—	—	—
特定財源 C	6,603,393	6,419,127	6,353,973	5,814,283
算入公債費等 D	11,688,490	11,797,074	11,654,230	11,744,148
標準財政規模 E	99,052,900	98,897,552	98,573,387	99,997,802
A + B	29,790,400	30,474,943	29,686,871	27,605,352
C + D	18,291,883	18,216,201	18,008,203	17,558,431
(A + B) - (C + D)	11,498,517	12,258,742	11,678,668	10,046,921
E - D	87,364,410	87,100,478	86,919,157	88,253,654
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$	13.1	14.0	13.4	11.3
実質公債費比率（3か年平均）	12.9			
	13.5			

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

○ 将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○ 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

○ 算入公債費等：(P. 18「ウ 実質公債費比率」算定式の説明欄参照)

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①
将来負担額 A	305,620,354	298,781,356	291,715,233	△ 7,066,123
地方債の現在高	257,662,010	251,572,564	245,497,463	△ 6,075,101
債務負担行為に基づく支出予定額	3,036,068	2,519,503	2,334,119	△ 185,384
公営企業債等繰入見込額	25,032,056	24,806,479	24,876,506	70,027
組合負担等見込額	104,738	95,960	70,306	△ 25,654
退職手当負担見込額	19,707,919	19,738,066	18,904,316	△ 833,750
設立法人の負債額等負担見込額	77,563	48,784	32,523	△ 16,261
充当可能財源等 B	207,725,591	209,523,141	213,796,578	4,273,437
充当可能基金	21,837,622	23,726,240	26,309,860	2,583,620
充当可能特定歳入	43,751,893	42,823,124	44,655,197	1,832,073
基準財政需要額算入見込額	142,136,076	142,973,777	142,831,521	△ 142,256
A-B	97,894,763	89,258,215	77,918,655	△ 11,339,560
標準財政規模 C	98,897,552	98,573,387	99,997,802	1,424,415
算入公債費等 D	11,797,074	11,654,230	11,744,148	89,918
C-D	87,100,478	86,919,157	88,253,654	1,334,497
将来負担比率 (A-B) / (C-D) × 100	112.3	102.6	88.2	△ 14.4

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①	
一 般 会 計	教 育	49,987,644	50,507,746	50,147,773	△ 359,973	
	土 木	49,151,823	45,328,263	42,713,001	△ 2,615,262	
	衛 生	18,043,131	17,026,601	15,956,637	△ 1,069,964	
	その他の普通債	30,722,236	31,001,027	32,403,841	1,402,814	
	小 計	147,904,834	143,863,637	141,221,252	△ 2,642,385	
	災 害 復 旧 債	14,580	12,912	174,811	161,899	
	そ の 他	臨 時 財 政 対 策 債	83,340,624	86,401,122	89,167,982	2,766,860
		退 職 手 当 債	11,109,125	9,953,761	6,631,719	△ 3,322,042
		その他減税補てん債等	6,573,716	5,389,372	4,532,863	△ 856,509
		小 計	101,023,465	101,744,256	100,332,564	△ 1,411,692
公共用地先行取得事業費		8,591,793	5,828,372	3,648,517	△ 2,179,855	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		127,337	123,387	120,319	△ 3,068	
合 計		257,662,010	251,572,564	245,497,463	△ 6,075,101	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特 別 会 計 名	平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①
水 道 事 業 会 計	13,028	12,989	12,932	△ 57
下 水 道 事 業 会 計	24,954,046	24,760,261	24,843,728	83,467
地方卸売市場事業費会計	46,151	33,229	19,846	△ 13,383
駐 車 場 事 業 費 会 計	18,831	—	—	—
合 計	25,032,056	24,806,479	24,876,506	70,027

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法 人 名	平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①
尼崎市土地開発公社	—	—	—	—
阪神福祉事業団	52,461	42,492	32,523	△ 9,969
兵庫県信用保証協会	25,102	6,292	—	皆減
合 計	77,563	48,784	32,523	△ 16,261

(2) 資金不足比率の算定式

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

ア 法適用企業

- 資金の不足額 = (流動負債－控除企業債等－控除未払金等) + 算入地方債の現在高－(流動資産－控除財源)－解消可能資金不足額
- ※ 控除引当金等、貸倒引当金の算入は、平成26年度から28年度の3年間のみ
- 事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額
- ・ 算入地方債の現在高 : 建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
- ・ 控除財源 : 当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
- ・ 解消可能資金不足額 : 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 (資金不足であれば算入)

水道事業会計

(単位:千円・%・ポイント)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②－①
流 動 負 債	2,016,681	2,038,785	2,125,004	86,219
控 除 企 業 債 等	738,763	757,826	804,823	46,997
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
控 除 引 当 金 等	81,098	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	8,634,508	9,373,058	10,443,670	1,070,612
控 除 財 源	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金	58,220	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	7,495,908	8,092,099	9,123,489	1,031,390
事 業 の 規 模	9,111,701	8,993,881	8,920,033	△ 73,848
資 金 不 足 比 率	— (△ 82.2)	— (△ 89.9)	— (△ 102.2)	— △ 12.3

工業用水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①
流 動 負 債	426,613	250,379	423,695	173,316
控除企業債等	4,542	—	—	—
控除未払金等	—	—	—	—
控除引当金等	17,283			
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	8,087,323	8,642,902	9,292,999	650,097
控 除 財 源	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金	—			
資 金 の 剰 余 額	7,682,535	8,392,523	8,869,304	476,781
事 業 の 規 模	1,557,855	1,539,776	1,427,250	△ 112,526
資 金 不 足 比 率	— (△ 493.1)	— (△ 545.0)	— (△ 621.4)	— △ 76.4

下水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①
流 動 負 債	6,376,215	6,492,822	6,736,761	243,939
控除企業債等	3,514,218	3,353,468	2,691,583	△ 661,885
控除未払金等	—	—	—	—
控除引当金等	69,724			
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	10,914,838	12,464,591	14,434,427	1,969,836
控 除 財 源	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金	38,679			
資 金 の 剰 余 額	8,161,244	9,325,237	10,389,248	1,064,011
事 業 の 規 模	9,901,387	9,700,169	9,875,843	175,674
資 金 不 足 比 率	— (△ 82.4)	— (△ 96.1)	— (△ 105.1)	— △ 9.0

モーターボート競走事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①
流 動 負 債	1,728,496	1,547,455	1,543,348	△ 4,107
控除企業債等	—	—	—	—
控除未払金等	—	—	—	—
控除引当金等	216,166			
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	3,167,881	4,150,736	10,044,742	5,894,006
控 除 財 源	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金	—			
資 金 の 剰 余 額	1,655,551	2,603,281	8,501,394	5,898,113
事 業 の 規 模	38,983,562	33,476,942	42,984,021	9,507,079
資 金 不 足 比 率	— (△ 4.2)	— (△ 7.7)	— (△ 19.7)	— △ 12.0

イ 法非適用企業

- 資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - (歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - (解消可能資金不足額)
- 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

地方卸売市場事業費会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度 ①	平成 30 年度 ②	対前年度増減 ②-①
歳 出 額	331,016	327,509	277,713	△ 49,796
算入地方債現在高	—	—	—	—
歳 入 額	456,205	436,333	402,432	△ 33,901
翌年度繰越財源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	125,189	108,824	124,719	△ 15,895
事 業 の 規 模	288,206	273,783	255,358	△ 18,425
資 金 不 足 比 率	— (△ 43.4)	— (△ 39.7)	— (△ 48.8)	— △9.1

2 類似都市の財政指標等

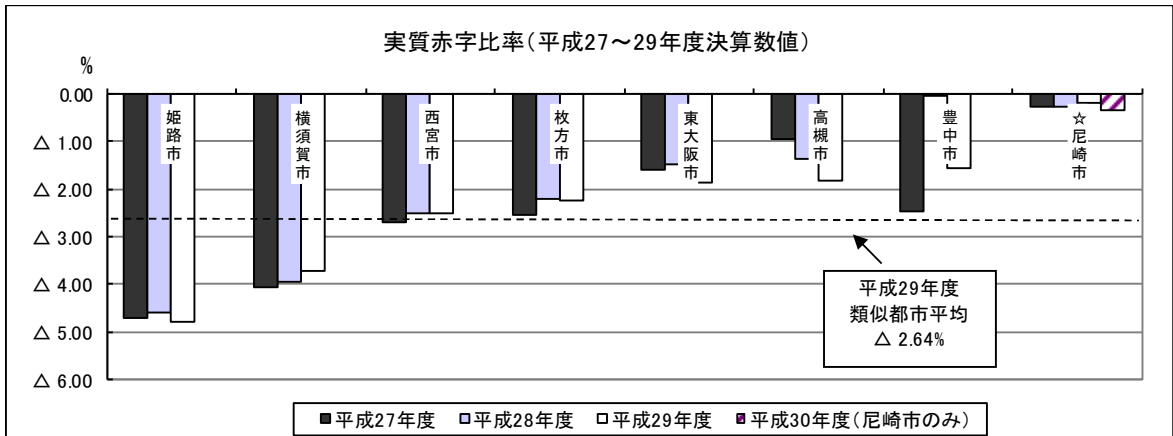
(1) 財政指標等（平成29年度決算数値）

（単位：人・km²・％・百万円）

区 分	尼崎市	横須賀市	豊中市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市	
人口（27年国勢調査）	452,563	406,586	395,479	351,829	404,152	502,784	535,664	487,850	
面 積	50.72	100.82	36.39	105.29	65.12	61.78	534.48	99.96	
健全化判断比率	実質赤字比率	△ 0.18	△ 3.71	△ 1.55	△ 1.82	△ 2.22	△ 1.87	△ 4.79	△ 2.51
	連結実質赤字比率	△35.00	△34.31	△18.87	△23.32	△12.10	△14.73	△20.83	△11.66
	実質公債費比率	13.5	6.3	5.1	0.2	△ 0.3	4.4	4.2	3.2
	将来負担比率	102.6	45.5	2.6	△134.7	△19.2	8.7	3.7	18.9
財政力指数	0.83	0.81	0.92	0.82	0.81	0.76	0.88	0.93	
経常収支比率	99.4	98.8	93.5	94.8	94.5	95.0	86.1	96.3	
一般会計等歳出総額	197,732	143,499	143,711	111,410	134,002	199,149	206,815	168,677	
標準財政規模	98,573	81,801	82,687	67,955	78,172	107,082	119,813	97,142	
地方税収入	78,768	61,982	68,127	50,108	56,366	76,242	96,511	85,767	
地方交付税収入	11,396	12,273	5,295	9,686	11,464	19,312	13,180	4,448	
地方債収入	17,512	15,837	9,852	4,022	11,525	15,892	20,481	10,390	
うち臨時財政対策債	7,845	6,897	5,837	2,000	6,795	8,570	7,556	5,149	
人 件 費	26,874	27,946	26,536	19,842	21,514	26,853	33,535	34,617	
扶 助 費	74,378	35,499	48,315	35,288	43,791	75,862	52,618	48,911	
公 債 費	25,808	16,423	10,990	7,366	11,818	16,290	20,167	14,467	
うち元金償還額	23,598	15,016	10,343	7,107	11,030	15,069	18,317	13,114	
投資的経費	18,669	13,055	11,427	11,376	11,012	17,560	35,567	13,583	
うち単独	10,371	7,280	9,332	3,309	5,655	10,144	24,447	8,907	
一般会計等地方債現在高	251,573	174,809	87,358	49,273	101,728	201,474	199,200	143,840	
〔標準財政規模で規模補正した地方債現在高〕	251,573	210,653	104,141	71,475	128,277	185,465	163,887	145,960	
充 当 可 能 基 金	23,726	15,832	12,685	45,562	30,342	26,996	56,884	35,174	
一 般 職 員 等	2,806	2,883	2,416	2,111	2,170	2,675	3,530	3,206	

備考：総務省ホームページ「決算カード」「地方公共団体定員管理調査結果」及び各類似都市への照会により作成した。

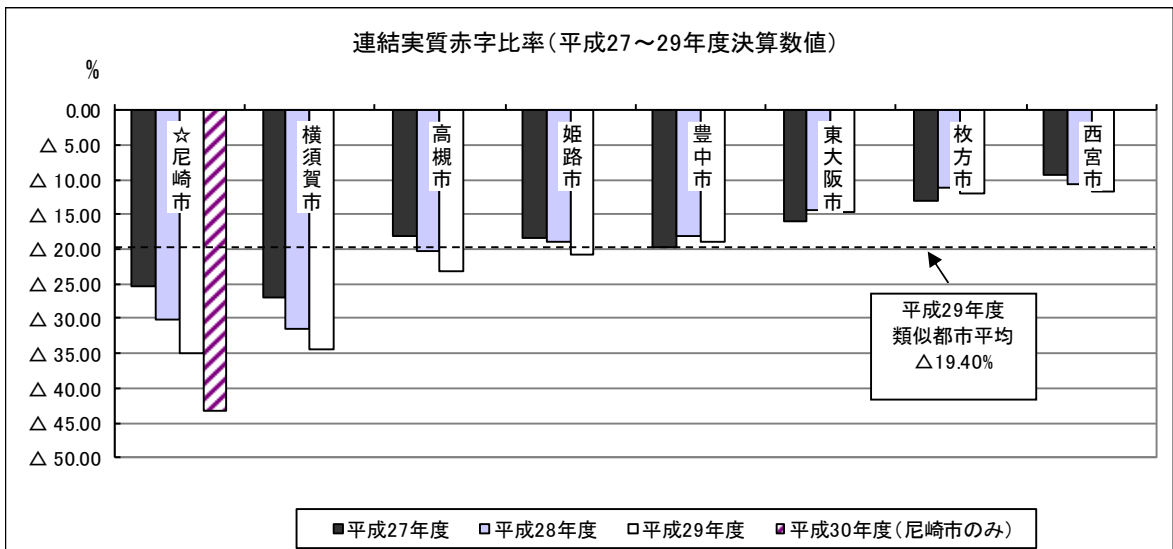
ア 実質赤字比率



年 度	姫路市	横須賀市	西宮市	枚方市	東大阪市	高槻市	豊中市	尼崎市
平成27年度	Δ 4.69	Δ 4.06	Δ 2.70	Δ 2.53	Δ 1.59	Δ 0.95	Δ 2.46	Δ 0.25
平成28年度	Δ 4.59	Δ 3.96	Δ 2.51	Δ 2.20	Δ 1.49	Δ 1.37	Δ 0.01	Δ 0.26
平成29年度	Δ 4.79	Δ 3.71	Δ 2.51	Δ 2.22	Δ 1.87	Δ 1.82	Δ 1.55	Δ 0.18
平成30年度								Δ 0.35

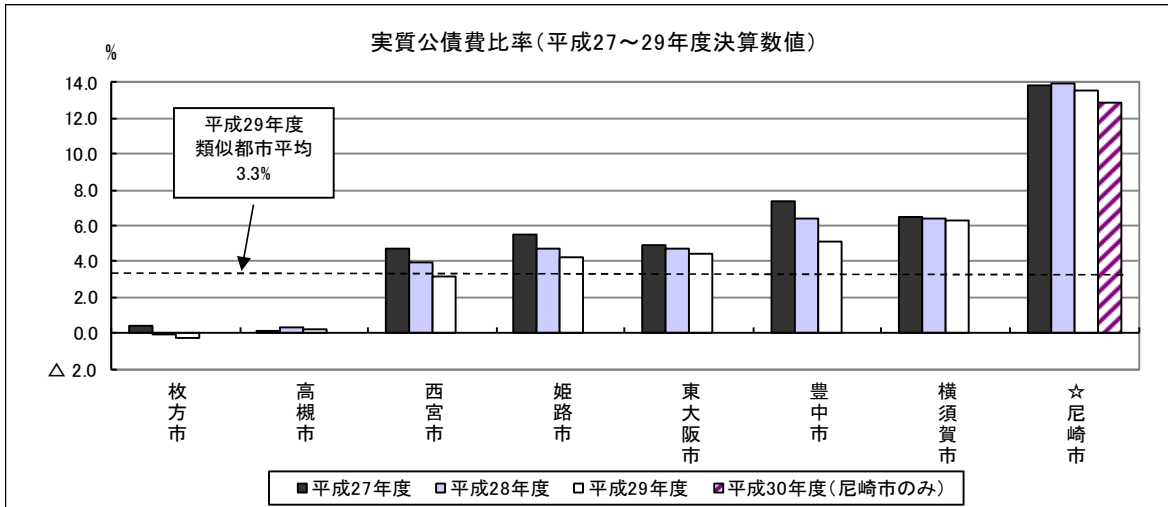
※ 尼崎市については、平成30年度決算数値も表示している。(以下のグラフにおいても同じ。)

イ 連結実質赤字比率



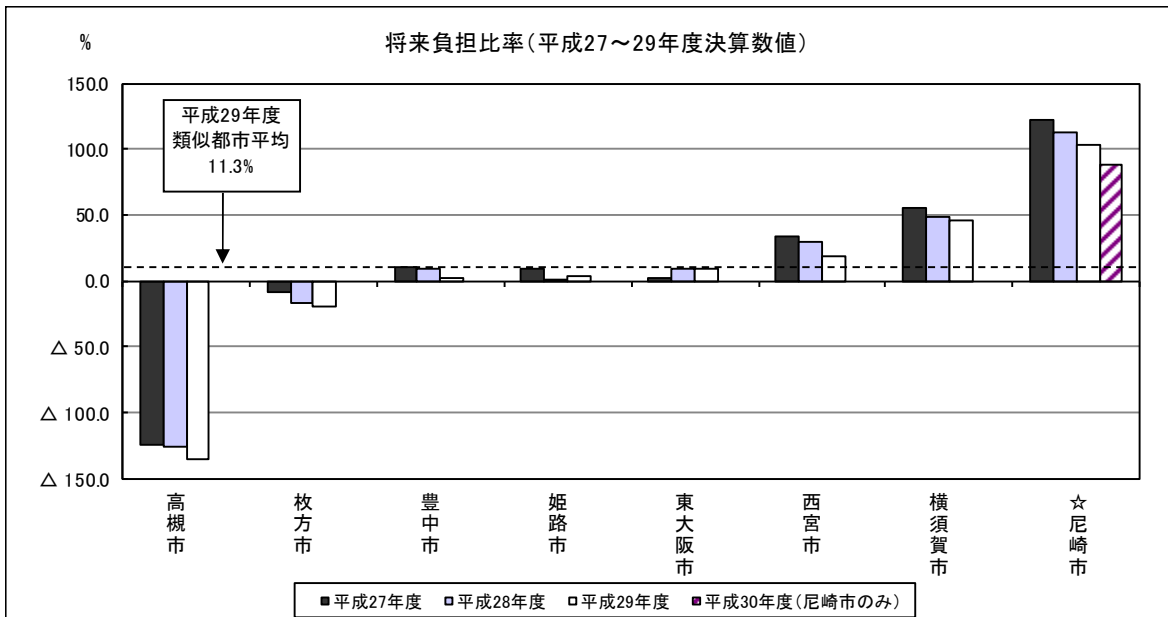
年 度	尼崎市	横須賀市	高槻市	姫路市	豊中市	東大阪市	枚方市	西宮市
平成27年度	Δ 25.38	Δ 26.83	Δ 18.08	Δ 18.34	Δ 19.76	Δ 15.98	Δ 13.15	Δ 9.40
平成28年度	Δ 30.17	Δ 31.61	Δ 20.29	Δ 19.05	Δ 18.26	Δ 14.38	Δ 11.25	Δ 10.66
平成29年度	Δ 35.00	Δ 34.31	Δ 23.32	Δ 20.83	Δ 18.87	Δ 14.73	Δ 12.10	Δ 11.66
平成30年度	Δ 43.16							

ウ 実質公債費比率



年 度	枚方市	高槻市	西宮市	姫路市	東大阪市	豊中市	横須賀市	尼崎市
平成27年度	0.4	0.1	4.7	5.5	4.9	7.4	6.5	13.8
平成28年度	△ 0.1	0.3	3.9	4.7	4.7	6.4	6.4	13.9
平成29年度	△ 0.3	0.2	3.2	4.2	4.4	5.1	6.3	13.5
平成30年度								12.9

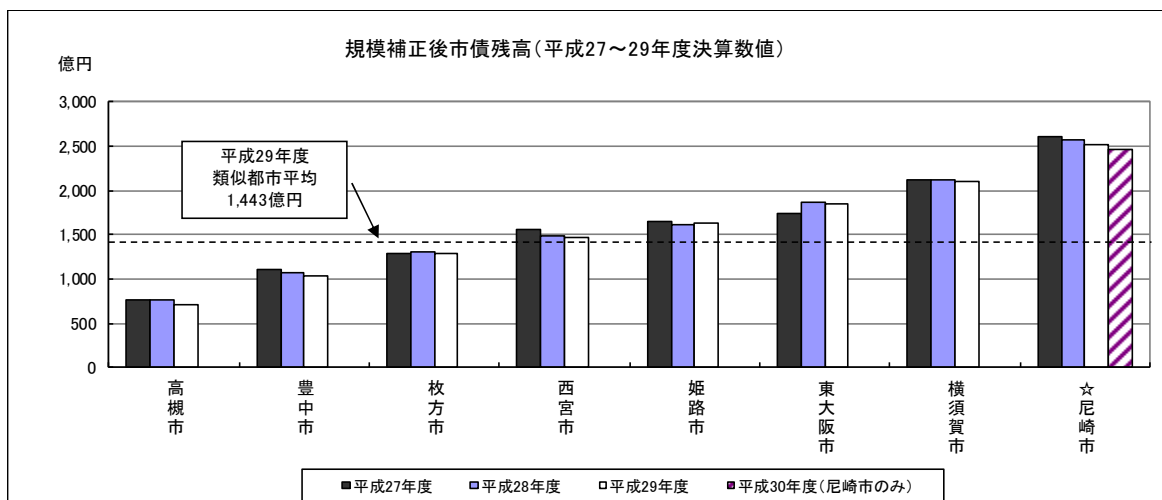
エ 将来負担比率



年 度	高槻市	枚方市	豊中市	姫路市	東大阪市	西宮市	横須賀市	尼崎市
平成27年度	△123.9	△ 8.7	10.7	9.6	2.5	33.9	55.6	122.5
平成28年度	△126.3	△ 17.1	8.8	0.7	8.5	29.1	49.0	112.3
平成29年度	△134.7	△ 19.2	2.6	3.7	8.7	18.9	45.5	102.6
平成30年度								88.2

※ 類似都市平均は、将来負担比率がマイナスとなる市についてはゼロとして算出している。

才 規模補正後市債残高



年度	高槻市	豊中市	枚方市	西宮市	姫路市	東大阪市	横須賀市	尼崎市
平成27年度	768	1,114	1,282	1,550	1,646	1,731	2,120	2,602
平成28年度	765	1,075	1,313	1,479	1,611	1,874	2,113	2,577
平成29年度	715	1,041	1,283	1,460	1,639	1,855	2,107	2,516
平成30年度								2,455

(2) 将来負担額等(平成29年度決算数値)

(単位: %・百万円)

都市名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充当可能財源等	純負担額	市民1人当たり純負担額(千円)
尼崎市	102.6	98,573	298,781	209,523	89,258	197
横須賀市	45.5	81,801	239,308	207,168	32,140	79
豊中市	2.6	82,687	143,747	141,772	1,975	5
高槻市	△ 134.7	67,955	79,016	159,974	△ 80,959	△ 230
枚方市	△ 19.2	78,172	158,789	171,837	△ 13,048	△ 32
東大阪市	8.7	107,082	329,357	321,177	8,180	16
姫路市	3.7	119,813	280,526	276,689	3,837	7
西宮市	18.9	97,142	212,268	195,969	16,299	33

(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）

（単位：％・百万円）

項 目	年度 区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (尼崎市のみ)
		実質赤字比率	尼崎市	△ 0.25	△ 0.26
	類似都市	△ 2.71	△ 2.30	△ 2.64	
一般会計等実質収支額	尼崎市	252	259	184	355
	類似都市	2,690	2,285	2,604	
連結実質赤字比率	尼崎市	△ 25.38	△ 30.17	△ 35.00	△ 43.16
	類似都市	△ 17.36	△ 17.93	△ 19.40	
連結実質収支額・資金剰余額	尼崎市	25,144	29,846	34,504	43,165
	類似都市	17,203	17,736	19,131	
実質公債費比率 (3 か年平均)	尼崎市	13.8	13.9	13.5	12.9
	類似都市	4.2	3.8	3.3	
実質公債費比率 (単年度)	尼崎市	13.1	14.0	13.4	11.3
	類似都市	3.9	3.3	2.7	
元利償還金の額 (特定財源控除後)	尼崎市	18,869	19,930	19,445	18,004
	類似都市	10,200	10,270	9,792	
算入公債費等の額	尼崎市	11,688	11,797	11,654	11,744
	類似都市	12,507	12,468	12,292	
将来負担比率	尼崎市	122.5	112.3	102.6	88.2
	類似都市	16.0	13.7	11.3	
将来負担額	尼崎市	310,881	305,620	298,781	291,715
	類似都市	228,026	223,498	217,710	
一般会計等地方債残高	尼崎市	260,234	257,662	251,573	245,497
	類似都市	145,865	146,140	144,265	
充当可能財源等	尼崎市	203,834	207,726	209,523	213,797
	類似都市	230,824	229,576	227,078	
充当可能基金	尼崎市	18,876	21,838	23,726	26,310
	類似都市	34,450	34,264	35,128	
標準財政規模	尼崎市	99,053	98,898	98,573	99,998
	類似都市	90,223	90,411	90,664	

備考：各比率及び標準財政規模以外の類似都市の数値は、標準財政規模で規模補正した数値の単純平均値である。

3 中核市の健全化判断比率の一覧（平成29年度決算数値）

実質赤字比率（％）			連結実質赤字比率（％）			実質公債費比率（％）			将来負担比率（％）						
1	越谷市	△ 8.94	1	大津市	△ 41.34	1	岡崎市	△ 1.2	1	高槻市	△ 134.7				
2	岐阜市	△ 8.34	2	尼崎市	△ 35.00	2	八王子市	△ 0.5	2	豊田市	△ 56.0				
3	川越市	△ 7.76	3	横須賀市	△ 34.31	3	枚方市	△ 0.3	3	福山市	△ 46.0				
4	岡崎市	△ 6.37	4	いわき市	△ 33.37	4	船橋市	0.0	4	岡崎市	△ 29.9				
5	那覇市	△ 6.33	5	岡崎市	△ 33.36	5	高槻市	0.2	5	岐阜市	△ 25.0				
6	いわき市	△ 6.18	6	豊橋市	△ 30.36	6	長野市	2.0	6	枚方市	△ 19.2				
7	佐世保市	△ 5.86	7	那覇市	△ 29.98	7	福山市	2.1	7	郡山市	△ 16.0				
8	郡山市	△ 5.76	8	八戸市	△ 29.49	8	鹿児島市	2.7	8	柏市	△ 14.7				
9	豊橋市	△ 5.63	9	福山市	△ 29.34	9	大津市	2.8	9	八王子市	△ 2.2				
10	大津市	△ 5.09	10	松山市	△ 27.50	10	西宮市	3.2	10	佐世保市	△ 0.1				
11	柏市	△ 4.82	11	岐阜市	△ 27.35	11	豊田市	3.4	11	豊中市	2.6				
12	高崎市	△ 4.81	12	長崎市	△ 26.68	12	久留米市	3.6	12	姫路市	3.7				
13	姫路市	△ 4.79	13	金沢市	△ 26.62	13	柏市	4.1	13	宇都宮市	6.4				
14	鹿児島市	△ 4.50	14	秋田市	△ 26.33	14	姫路市	4.2	14	船橋市	7.5				
15	大分市	△ 4.15	15	柏市	△ 26.30	15	豊橋市	4.4	15	東大阪市	8.7				
16	宇都宮市	△ 3.98	16	長野市	△ 25.91	15	東大阪市	4.4	16	大津市	16.9				
17	倉敷市	△ 3.93	17	盛岡市	△ 25.19	17	岐阜市	4.6	17	西宮市	18.9				
18	福山市	△ 3.75	18	川越市	△ 24.79	18	宇都宮市	5.0	18	鹿児島市	21.0				
19	横須賀市	△ 3.71	19	倉敷市	△ 24.61	19	豊中市	5.1	19	久留米市	26.5				
20	船橋市	△ 3.44	20	下関市	△ 24.28	20	佐世保市	5.2	20	いわき市	29.7				
21	八戸市	△ 3.42	21	鹿児島市	△ 24.27	21	川越市	5.5	21	高崎市	32.5				
22	豊田市	△ 3.37	22	郡山市	△ 23.59	22	郡山市	5.6	22	越谷市	37.6				
23	前橋市	△ 3.30	23	高槻市	△ 23.32	23	大分市	5.7	23	大分市	41.5				
24	八王子市	△ 3.29	24	佐世保市	△ 22.97	24	倉敷市	5.8	24	倉敷市	42.7				
25	長崎市	△ 3.16	25	高崎市	△ 22.32	25	高崎市	6.0	25	横須賀市	45.5				
26	青森市	△ 3.05	26	姫路市	△ 20.83	26	横須賀市	6.3	26	長野市	46.2				
27	宮崎市	△ 2.97	27	宇都宮市	△ 20.50	27	越谷市	7.0	27	豊橋市	46.6				
28	西宮市	△ 2.51	28	豊中市	△ 18.87	28	長崎市	7.1	28	宮崎市	51.7				
29	下関市	△ 2.47	29	宮崎市	△ 18.32	29	松山市	7.4	29	函館市	61.1				
30	松山市	△ 2.38	30	越谷市	△ 16.88	30	旭川市	7.8	30	松山市	61.2				
31	秋田市	△ 2.33	31	富山市	△ 16.83	31	函館市	7.9	31	金沢市	62.3				
32	枚方市	△ 2.22	32	豊田市	△ 16.72	31	宮崎市	7.9	32	盛岡市	64.2				
33	高松市	△ 2.10	33	青森市	△ 16.17	33	いわき市	8.3	33	前橋市	66.8				
34	富山市	△ 2.09	34	大分市	△ 15.57	33	金沢市	8.3	34	川越市	69.5				
35	長野市	△ 2.02	35	東大阪市	△ 14.73	35	前橋市	8.4	35	高松市	69.8				
36	金沢市	△ 1.95	36	前橋市	△ 14.34	36	高松市	8.7	36	長崎市	77.0				
37	盛岡市	△ 1.87	37	船橋市	△ 13.90	37	盛岡市	9.5	37	那覇市	77.5				
37	東大阪市	△ 1.87	38	久留米市	△ 12.57	38	八戸市	9.6	38	呉市	82.1				
37	呉市	△ 1.87	39	高松市	△ 12.18	39	下関市	10.0	39	秋田市	83.6				
40	高槻市	△ 1.82	40	呉市	△ 12.15	40	秋田市	10.2	40	旭川市	95.4				
41	豊中市	△ 1.55	41	枚方市	△ 12.10	41	呉市	11.0	41	下関市	101.1				
42	久留米市	△ 1.51	42	西宮市	△ 11.66	42	富山市	11.6	42	尼崎市	102.6				
43	函館市	△ 1.49	43	高知市	△ 10.61	43	和歌山市	11.7	43	青森市	104.3				
44	旭川市	△ 1.45	44	奈良市	△ 10.04	44	那覇市	12.2	44	富山市	115.3				
45	奈良市	△ 0.60	45	旭川市	△ 6.74	45	奈良市	12.7	45	和歌山市	118.7				
46	高知市	△ 0.49	46	和歌山市	△ 6.68	46	尼崎市	13.5	46	八戸市	124.9				
47	和歌山市	△ 0.19	47	函館市	△ 6.47	47	高知市	14.7	47	奈良市	161.1				
48	尼崎市	△ 0.18	48	八王子市	△ 5.49	48	青森市	15.2	48	高知市	164.4				
中核市平均			△ 3.46	中核市平均			△ 20.72	中核市平均			6.3	中核市平均			47.8

備考1 中核市は、平成29年度末現在で中核市の指定に関する政令（平成7年政令第408号）で指定されている都市である。

2 比率は、各市が公表しているもののほか、財政状況資料集等から算出したものを含む。

3 中核市平均は、尼崎市を除いた47市の単純平均値（表示単位未満四捨五入）である。
また、将来負担比率がマイナスとなる市については、ゼロとして算出している。

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

※ 標準財政規模から算入公債費等を控除した額(将来負担比率において同じ。)

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業に係る会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。